特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝来市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県朝来市長

公表日

令和4年8月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う	5事務				
①事務の名称	軽自動車税に関する事務				
3.5%	当該事務は、地方税法等の法律に従い、その年の4月1日現在で住民又は事業所が保有している軽自動車に対して課税する以下の事務を指す。				
	【申告書受付事務】 ①住民又は事業所から提出される軽自動車税申告書の受付を行う。 ②陸運支局又は軽自動車検査協会(全国軽自動車協会連合)に提出された軽自動車税申告書の受付を行う。				
	【当初賦課事務】 ①賦課期日時点での課税対象車両を特定し、当初賦課税額決定を行う。 ②該当車両の納税義務者に対して納税通知書を作成する。				
	【課税更正事務】 当初賦課後に申告書の遅延や減免の申請などにより課税額が変更となった納税義務者に対し、納税通知書及び更正通知書を作成する。				
	【調査通知事務】 死亡又は転出した納税義務者に対し、各種手続きを促す通知書を作成する。				
②事務の概要	【窓口事務】 住民の各種申請に基づき、異動処理及び各種証明書発行を実施する。				
	<特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」 に従い特定個人情報を以下のように取り扱う。				
	I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。 ③申請書(減免申請書)に記載された個人番号から未登録の個人番号を取得する。				
	II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段 として個人番号を利用する。 ②帳票への印字 各事務にて使用する各種帳票(納税通知書など)に個人番号を出力する。				
	Ⅲ. 情報提供ネットワークでの情報照会 障害者情報等を照会する。				
③システムの名称	宛名システム、軽自動車税システム、 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル名					
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)軽自動車税特定個人情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16の項 ※ 上欄が「市町村長」となっている項のうち、下欄が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務」となっている項				
4. 情報提供ネットワークシステムに					
①実施の有無	<選択肢> 「実施する」				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (情報照会の根拠) 27の項 ※ 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する 法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項				

5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	市民生活部 税務課				
②所属長の役職名	市民生活部 税務課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 企画総務部 総務課 TEL 079-672-6115				
8. 特定個人情報ファイルの取扱い	に関する問合せ				
連絡先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市民生活部 税務課 TEL 079-672-6119				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和4年	4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価	書の種	類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実) されている。	項目評価		点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 目評価書において、リスク	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワ	ークシステムを通じ	た入手を	·除 く 。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用される リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱い	の委託				[0]委託しない
委託先における不正な使用等のリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や	情報提供	ネットワークシステム	を通じた扱	是供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへ の対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムと	の接続			[]接続]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>	
不正な提供が行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている 3) +分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数可	平成28年3月30日	平成30年4月1日	事後	見直し
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数可	平成28年3月30日	平成30年4月1日	事後	見直し
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②部署	市民文化部 税務課	市民生活部 税務課	事後	見直し
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市民文化部 税務課長	市民生活部 税務課長	事後	見直し
令和1年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 総務部 総務課 TEL 079-672-6115(直通)	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市長公室 総務課 TEL 079-672-6115	事後	見直し
令和1年6月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市民文化部 税務課 TEL 079-672-6119(直通)	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市民生活部 税務課 TEL 079-672-6119	事後	見直し
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	見直し
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	見直し
令和2年10月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	見直し
令和2年10月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	I 関連情報	番号法第9条第1項及び別表第一16の項 ※ 上欄が「市町村長」となっている項のうち、 下欄が「地方税法その他の地方税に関する法 律及びこれらの法律に基づく条令による地方税 の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事 件の調査を含む)に関する事務」となっている項	の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事	事後	見直し
令和4年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (情報照会の根拠) 27の項 ※ 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項	番号法第19条第8号及び別表第二 (情報照会の根拠) 27の項 ※ 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項	事後	見直し
令和4年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市長公室 総務課 TEL 079-672-6115	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 企画総務部 総務課 TEL 079-672-6115	事後	見直し
令和4年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	見直し
令和4年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	見直し